

令和5年度 社会福祉法人桑の実福社会 事業計画

社会福祉法人桑の実福社会は、利用者がその有する能力に応じ、地域社会の一員として尊重され、地域において自立した日常生活を、安心して送れるように、以下に掲げる社会福祉事業を行なう。

1－（1）日中活動系（通所系）サービス

事業所の名称	事業の種類	事業の目的
指定障害福祉サービス事業所くわのみ（多機能）	第二種社会福祉事業 （障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業） （定員24名）	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行う
	第二種社会福祉事業 （障害者総合支援法に基づく生活介護事業） （定員15名）	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護（及び支援）を要する利用者に対して、入浴、排泄、又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供と、その他の便宜を行う
伊勢崎市桑の実福祉作業所	第二種社会福祉事業 （障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター市町村事業/指定管理） （定員17名）	利用者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、創作活動又は生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進を図る。また、日常生活に必要な便宜の供与を適切に行う。
デイ・アクティビティセンター まゆ	公益事業（指定管理） （群馬県在宅重度心身障害者等デイ・サービス事業） （定員6名）	在宅の重度心身障害者等のうち、既存の施設等への通所が困難な人に対し、市町村が通所の場を設け、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障害者の地域生活を援助するとともに、介護を行う家族の負担を軽減する。
伊勢崎市地域活動支援センターあずま	第二種社会福祉事業 （障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター市町村事業/指定管理） （定員15名）	利用者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、創作活動又は生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進を図る。また、日常生活に必要な便宜の供与を適切に行う。
伊勢崎市デイサービスセンターあずま	公益事業（指定管理） （群馬県在宅重度心身障害者等デイ・サービス事業） （定員4名）	在宅の重度心身障害者等のうち、既存の施設等への通所が困難な人に対し、市町村が通所の場を設け、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障害者の地域生活を援助するとともに、介護を行う家族の負担を軽減する。

1－（2）相談支援事業

事業の名称・事業所名称	事業の内容	事業の目的
指定特定相談支援事業 指定特定相談支援事業所に じ	障害者総合支援法に基づく 相談支援事業 （第二種社会福祉事業）	障害児者の家族・介護者等の相談に応じて適切な情報提供を行い、権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活・社会生活を送れるように支援する。

1 - (3) 居住系（ホーム）サービス

事業所の名称	事業の種類	事業の目的	
さくらんぼホーム 共同生活援助	第二種社会福祉事業 共同生活援助 定員23名 (居住5箇所) ・さくらんぼA棟 ・さくらんぼB棟 ・まつぼっくり ・さくらんぼC棟 ・ライムA棟)	グループホーム (介護サービス 包括型)	利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において、相談及び入浴、排泄、又は食事の支援その他の日常生活上の援助を行う 5つのホームの特色を活かしながら、防犯対策等で連携し、日常生活と支援の質の向上を目指す。

1 - (4) その他の事業

事業の名称	事業の内容	事業の目的
障害者地域生活支援事業 (日帰り短期事業)	障害者総合支援法に基づく 障害者地域生活支援事業 (旧：日中一時支援事業) 《委託自治体》 ・伊勢崎市 ・太田市 (障害福祉サービス事業所 くわのみで実施)	障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図る

1 - (5) 令和5年度 法人の重点項目

- ① 感染症対策・衛生管理
- ② 虐待防止・人権侵害ゼロの取り組み
- ③ 防火、防犯、自然災害における安全対策と危機管理対策
- ④ 人材確保・人財育成（職員の研修・資格取得の奨励）と職場定着
- ⑤ 利用者の確保及び利用者へのサービスの質の向上
- ⑥ 職員の処遇改善と働きやすい職場環境の整備
- ⑦ 地域における公益的活動

1 - (6) 定例会議

理事会・評議員会

会議名	開催時期	内容
第1回理事会/評議員会	5月～6月頃	事業報告・決算報告 等
第2回理事会/評議員会	11月頃	補正予算・事業計画変更 等
第3回理事会/評議員会	3月頃	事業計画・当初予算 等
臨時理事会/評議員会	随時	法人の意思決定が必要な事項について

2 勤務する職員（職員の配置）

2-1 日中活動系（通所系）サービス

総合施設長 1 名（常勤・くわのみ施設長兼務）						
事務長 1 名（常勤・くわのみ事務員兼務）						
事業所 職種	くわのみ ・就労継続B型 ・生活介護	桑の実 作業所	まゆ	地域活動支 援センター あずま	デイサービ スセンター あずま	相談支援 事業所 にじ
施設長・所長	1 名（常勤）	1 名（常勤・支援員兼務）		1 名（常勤・支援員兼務）		1 名（兼務）
リーダー	1 名（常勤） （サビ管兼務）					
フロアリーダー		1 名（常勤）				
サービス管理 責任者 （必須配置）	1 名（常勤） （2 事業兼務）					
生活支援員 （配置基準あり）	8 名（常勤）	3 名（常勤） ※うち 1 名 フロアリー ダー兼務	3 名（常勤） *うち 1 名は 所長兼務 1 名（非常勤）	3 名（常勤）	2 名（常勤） *うち 1 名は 所長兼務	
相談支援専門員						1 名（常勤）
職業指導員 （B 型必須）	1 名（常勤）					
目標工賃達成 指導員 （B 型）	1 名（常勤）					
看護師 （生活介護事業 必須）	1 名（非常勤）					
事務員 （事務長を含む/ 配置基準なし）	3 名（常勤） うち 1 名は生活 支援員兼務					
事業所ごと の計	16 名	3 名	4 名	3 名	2 名	1 名 + 管理者 （兼務）
合 計	29 名					

2-2 居住系（グループホーム）サービス（基準の職員配置 4：1）

職 種		常勤	非常勤	常勤 換算
管理者 （必須配置） 兼務 常勤兼務 1 名	サービス管理責任者 （必須配置） 常勤兼務 2 名 （うち 1 名は世話人兼務）	世話人	6 人 (5.4)	6 人 (5.4)
		生活支援員	1 人	7 人 8 人 (2.6) 兼務あり

障害福祉サービス事業所くわのみ 令和5年度事業計画（案）

1. 施設（事業）の概要

施設の種類	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所 群馬県指定第 1010400081 号	
施設の名称	くわのみ	
事業の種類	①就労継続支援B型事業 ②生活介護事業 （多機能）	
所在地	群馬県伊勢崎市境女塚2883-1	
電話番号	0270-74-0811	
開設年月日	平成8年4月1日	
利用定員	① 就労継続支援B型事業 24名 ②生活介護事業 15名	
事業の目的	就労継続支援B型事業	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行う
	生活介護事業	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護（及び支援）を要する利用者に対して、入浴、排泄、又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供と、その他の便宜を行う
運営方針	地域社会との結びつきを大切にし、利用者の家族や諸機関との連携のもとで、開かれた施設運営を行う。	
日中一時支援事業 （日帰り短期事業）	伊勢崎市、高崎市及び太田市からの委託により、児童及び知的障害者短期入所事業の実施施設として、日中の受け入れ支援を行う。	

* 多機能事業所として、B型と生活介護事業の役割を職員が相互に理解し、効果的な連携を行う。

* 就労継続支援B型事業は、生産活動（作業）を中心とした支援を行う。

* 就労継続支援B型事業は、利用者の高齢化に対応できる支援スキルの習得に努める。

* 生活介護事業は、個々の生活能力を向上させることを目的とした課題活動を中心とし、集団活動と個別活動を組み合わせたプログラムを提供する。

* 生活介護事業は、強度行動障害という特性を持つ利用者に対応できる職員体制を整える。

* 一人の利用者への受容的支援が他の利用者の行動制限を招かないように、多角的な視点を持ち利用者の関係調整を丁寧に行い、安心して活動できる環境を提供する。

2. 日課表（月～金）

時刻	実施事項	時刻	実施事項
8:30	職員打合せ・送迎車出発	13:00	体操
9:00	自主通所者登所・作業及び活動開始	13:15	作業及び活動再開
9:30	送迎車到着・体操	14:30	休憩
	利用者朝の会・体操	14:45	作業及び活動再開
10:00	全員、作業及び活動開始	15:30	作業・活動終了・帰りの会・清掃
12:00	昼食・歯磨き・	16:00	解散・送迎車出発
	昼休み	17:00	職員 報告会及び打合せ

3.支援内容

3-1 個別支援計画の策定

アセスメントにより、本人・家族の要望を聞き取り、個別支援計画を策定する。利用者支援は個別支援計画に基づいて実施する。個別支援計画の内容は、本人・家族に開示し、変更・追加等の希望があれば随時協議して、計画の変更を行う。また、災害時個別支援計画を作成して災害時の安全確保を図る。

3-2 モニタリングの実施

6ヵ月ごとにモニタリングと評価を行い、本人や家族の同意のもとに支援を行う。

3-3 利用者共通の支援内容

種類	内容	詳細
①日常生活支援	排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行なう。
	整容/歯磨き/洗顔	個性に配慮し、適切な整容が行なわれるよう支援する。
	着脱衣	寒暖に配慮して、適切な支援を行なう。
	移動（活動時）	利用者の状況に応じ、安全に移動する支援を行なう。
②医療及び健康管理	体重測定	月1回
	内科検診	年2回 嘱託医による健康診断を行なう。（田島医院）
	インフルエンザ予防接種	年1回 嘱託医による健康診断と一緒に実施（田島医院）
	歯科検診	年1回（小此木歯科医院）
	胸部X線撮影	年1回（健康づくり財団）
	服薬の支援	必要があれば利用者の状況に応じて、適切な服薬の支援を行なう。
③生産活動 * 工賃支払日 毎月5日 * 主に就労継続支援B型事業で実施する	公園清掃	市内17箇所。社会的役割を意識し、確実な作業遂行の支援を行う。
	花壇植栽	市内1カ所
	文書仕分（配送）	境地区の区長宅40軒。配布物を確実に届けられるように支援する。
	ホチキス針箱のパック詰め	生産数を意識できるように記録をつける支援を行なう。異物の混入に注意し、完全な製品ができるように支援する。
	パッキング材型抜	注意事項を理解して作業が進められるように支援する。
	自動車部品のバリ取り	部品の取り扱いに留意し、正確に作業が行えるように支援する。
	部品の袋詰め	作業内容と納期を確認し、完全な製品ができるように支援する。
	キャスター作業	生産数を意識し、異物の混入に注意して、完全な製品が出来るように支援する。
	ストックヤード	施錠と開錠、周辺清掃を、安全に確実に行えるように支援する。
	工賃向上（B型）	地域で生活するための所得保障として、工賃を向上させるために、生産活動支援の拡充を図る。
	その他	必要に応じ、利用者の作業能力を勘案し受注作業を開拓する。
	④就労支援	随時
⑤活動支援	全体の活動として実施するもの	旅行（事業所ごとに計画して実施） 誕生会 食事会 季節の行事 外出 その他の活動
⑥活動支援	主に生活介護事業で実施するもの	散歩 創作活動 音楽活動 社会体験活動 調理 個別支援計画に基づく活動
⑦安全支援	避難訓練	年4回 実施（年1回地域消防協力員との合同訓練実施） 火災・大規模地震等の想定に加え、水害を想定した訓練も行う。
⑧相談活動	苦情受付	月～金 随時 担当職員が受付
	なんでも福祉相談	相談員が受け付けた地域の困りごとに対応し、解決の糸口を探す。
	オンブズマン	権利擁護ネットはあとらんどによる 月1回の相談会

3-4 工賃向上支援

地域で生活していくための所得保障となるよう、高い工賃を支給し、工賃がさらに向上できるように継続的な支援を行う。(対象事業所は就労継続支援B型事業)

【くわのみ就労継続支援B型事業 令和5年度 目標工賃】

年間売上高	7,919,200 円
工賃支払高	6,210,000 円
支払延人数	276人
平均工賃月額	22,500 円

4.会議・研修 (法人共通)

項目	目標および内容
職員会議	月1回実施 司会と記録は毎月交代し、会議録を保存する。
事業所会議	月1回実施 各事業所ごとに行い、情報共有をする。
ケース検討会	月1回実施。事業所会議にてケース検討実施。 その他必要に応じて随時実施し、記録を保存する。
作業支援検討会	就労継続支援B型事業利用者対象、年2回実施
就労支援検討会	就労継続支援B型事業/年2回実施 (就労希望者・就労可能者について検討)
虐待防止委員会	年3回実施 研修会年1回 人権意識を高め、虐待防止への取り組みをする。
身体拘束適正化委員会	年2回実施 研修会年1回 必要に応じて会議を開催し、検討する。
感染症対策委員会	3か月に1回以上定期的に開催 感染対策における適切な知識の普及
個別支援計画検討会	年1回実施 (利用者全員について検討)
打合せ会議/反省会	打合せ会議は随時。行事反省会は実施当日(直後)に行い、会議録を作成する。
研修	加盟団体主催の研修・関係団体主催の研修等の外部研修参加を奨励する。 必要に応じ、各研修会参加者による伝達講修や講師を招いての職場内研修を実施する。また、自主研修制度の利用を奨励する。

5. 個人情報の管理 (法人事業所共通)

就業規則に利用者の秘密保持義務を明示し、守秘義務の周知徹底を図る。

自治体から業務を受託している事業者は、業務については当該自治体が遵守しなければならない事項と同様の義務を負うことから、自治体の個人情報保護に関する条例に基づき個人情報保護法を遵守する。

- ① 守秘義務の遵守徹底
- ② 本人・家族の同意
- ③ 目的外使用の禁止
- ④ 保存媒体を含む個人情報の持ち出し禁止の徹底
- ⑤ 文書管理体制の徹底化

6.職員の福利厚生 (法人事業所共通)

健康診断・インフルエンザ予防接種補助	それぞれ、年1回実施
その他	福利厚生センター(ソウエルクラブ)の事業者加入

7.その他

項目	内容
広報活動 ホームページ	ホームページを活用して情報を発信する。また、ホームページ上で、法人の定款、決算の計算書類等を開示する。必要に応じて便り等も発行する。
実習の受入	近隣の養護学校の現場実習・福祉系大学等の援助技術実習・社会人の社会貢献活動等
福祉体験	地域の小中学生の福祉体験等を受け入れる
ボランティア	行事・活動・作業等のボランティアは原則として受け入れることとし、ボランティアの作業による製品の品質管理を行う。
地域交流	法人まつり・諸行事を開催して、地域の人々と交流し、相互理解を深める。
家族連絡会	原則、最終土曜日に実施

8.年間行事予定

☆新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、人が集まる事業は中止となる可能性がある

月	施設行事	外部団体等主宰の行事
4	・花見	
5	・内科健診 ・避難訓練	
6	・歯科検診	・法人まつり
7		・育成会県大会
8	・大掃除	・きょうされん全国大会
9	・避難訓練	・福祉パレード スポーツ大会
10	・胸部X線撮影 ・旅行	・福祉バザー（中止）
11	・内科健診 インフルエンザ予防接種	・産業祭/つながりフェスティバル
12	・クリスマス会 ・避難訓練 ・大掃除・冬休み	・育成会クリスマスパーティ
1	・初詣 ・新年会/祝う会	・ゆうあいフェスティバル・育成会もちつき大会
2	・避難訓練	
3		

【共通】

- ・お楽しみランチ ・お楽しみおやつ

【就労継続B型】

- ・グループ旅行（年1回）
- ・外出支援（年3回）
- ・余暇支援（おやつ作り・レクリエーション・創作活外出等）
- ・季節の行事（花見・クリスマス会等）

【生活介護】

- ・自立課題活動 ・個別活動支援 ・グループ活動支援 ・近隣散歩
- ・企画活動（おやつ作り、創作活動、運動、レクリエーションなど）
- ・まゆと合同のカラオケ ・カラオケ（年数回）
- ・デイサービスセンターあずまとの合同ミュージックケア
- ・旅行（秋/年1回） ・季節の行事（花見・初詣 他）